

地域商業活性化支援事業補助金

市内の事業者（個人事業主を含む。）、市内で起業等しようとする人（本市に住所を有する人または転入予定の人に限る。）に対し、市内の商業振興及び地域経済の活性化に寄与する次の7つの事業に要する経費の一部を補助します。



◆ 補助対象事業

- ▶ 共同施設整備事業
- ▶ 対面型店舗等リニューアル促進事業
- ▶ 経営革新支援事業
- ▶ 支店・営業所開設支援事業
- ▶ 新規開業等支援事業
- ▶ 移動販売事業
- ▶ 事業承継支援事業

◆ 申請要件

補助対象者	以下の要件いずれにも該当する個人または法人とします。 ・ 起業の日に、市内に居住または居住を予定している者であること。 ・ 市内に事業所を設置、または設置しようとしている者で認定支援機関等が支援する起業、新規分野参入または事業承継について具体的な計画を有するものであること。 ・ 市税を完納している者であること。 ・ 許認可等を要する業種を起業または新規分野に参入する者については、既に当該許認可等を受けているものまたは当該許認可等を受けることが確実と認められるものであること。 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。 ・ 補助対象事業において、国、県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けようとしていない、または受けていないこと。 ・ その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者であるとき。
補助対象外の業種	・ 農業、林業、漁業 ・ 金融、保険業 ・ 医療、福祉 ・ 宗教、政治、文化団体 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業（市長が特に必要と認める風俗営業は除く。） ・ 風営法第2条第1項第4号に規定する風俗営業 ・ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
注意事項	★補助金の交付は、1事業者につき原則1回限りです。 ★補助金の交付を受けた年度から起算して、5年経過したときは、過去に交付を受けていない補助対象事業に申請をすることができます。

共同施設整備事業

- ▶ 商店街の経営改善上必要にして、かつ、有効な共同施設または設備を新規に整備もしくは整備後10年以上経過して改修するもの

対象者	商店街等の代表者
補助対象経費	システム更新費、施設整備費、備品購入費、設備撤去及びリニューアル費
補助率・限度額	補助対象経費の1/2以内（交付限度額1,000万円）

新規開業等支援事業

- ▶ 起業または新規分野に参入し新たに事業を開始するもの

対象者	新規開業者、第二創業者及び新規分野参入者等
補助対象経費	対象となる店舗等を改修する経費及び備品購入費等（対象経費が50万円以上であること。）
補助率・限度額	補助対象経費の1/2以内（交付限度額50万円）

加算
あり

新規に開業する店舗等が都市機能誘導区域※¹または伝建地区区域※²にある場合
→ 補助金額に補助対象額の10%（上限10万円）を加算する

新規開業者、第二創業者及び新規分野参入者等で高梁市特定創業支援事業を受けた者
→ 補助金額に10万円を加算する

対面型店舗等リニューアル促進事業

- ▶ 既存店舗の集客力向上、その他地域商業の活性化に向けた店舗等の活用を図るもの

対象者	市内で3年以上営業している直接顧客と対面する商売を行う者
補助対象経費	対象となる店舗等を改修する経費及び備品購入費等（対象経費が50万円以上であること。）
補助率・限度額	補助対象経費の1/2以内（交付限度額50万円）

加算
あり

リニューアルする店舗等が都市機能誘導区域※¹または伝建地区区域※²にある場合
→ 補助金額に補助対象額の10%（上限10万円）を加算する

移動販売事業

- ▶ 市内の買物困難集落のニーズを把握し、対象地域を定期的に巡回して移動販売を行うもの

対象者	個人商店等	大規模小売店舗等
補助対象経費	移動販売車の取得及び改造経費	移動販売車の改造経費
補助率・限度額	補助対象経費の1/2以内 （交付限度額150万円） ※中古車取得の場合100万円を限度とする。	補助対象経費の1/5以内 （交付限度額50万円）



移動販売とは

あらかじめ巡回するコースと日時を設定し、買物困難集落の市民を対象として、自動車により生活物資を販売する形態をいう。

（特定の販売品目のみの販売、車内で調理加工した食品等の販売、特定の世帯または施設に訪問しての販売及び商品のみを配達するものは補助対象外）



生活物資とは

食料品及び日常生活用品（燃料及び酒類を除く。）をいう。

経営革新支援事業

▶ 経営革新計画に基づいて実施するもの

対象者	経営革新計画の承認を受けた者
補助対象経費	経営革新計画の実施に必要な事業であって、次のいずれかに該当する経費。 ただし、経営革新計画の計画期間内かつ申請年度内に完了するものに限る。 (1) 市場、競争環境等の調査 (2) マーケティング戦略の構築 (3) 商品の開発設計、試作及び改良 (4) 商品のデザイン、評価及びテストマーケティング (5) 販路開拓に資する事業 (6) 建造物、設備、備品等の取得または整備 (7) その他市長が特に必要と認める事業
補助率・限度額	補助対象経費の1/2以内（交付限度額100万円）



経営革新計画とは

中小企業等経営強化法第14条の規定による県の承認を受けた経営革新に関する計画をいう。

事業承継支援事業

▶ 事業承継に係る具体的な計画（事業承継計画）に基づき事業を承継するもの

対象者	5年以上事業実績のある中小企業者の事業承継を行う者であって、事業承継日から3年以内であるもの
補助対象経費	事業承継計画に基づき実施する事業であって、対象となる店舗等を改修する経費、備品購入費等。 ただし、事業承継計画の計画期間内かつ申請年度内に完了するものに限る。
補助率・限度額	補助対象経費の1/2以内（交付限度額50万円）



中小企業者とは

中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に主たる事業所を有する会社

イ 市内に住所及び事業所を有する個人（主たる収入がその事業によるものでない者を除く。）

支店・営業所開設支援事業

▶ 店舗等の支店または営業所を新たに開設するもの

対象者	市内で5年以上営業している直接顧客と対面する商売を行う店舗等の支店または営業所を都市機能誘導区域※1、伝建地区区域※2または大型商業施設へ新たに開設する者
補助対象経費	対象となる店舗等を改修する経費及び備品購入費等 （対象経費が50万円以上であること。）
補助率・限度額	補助対象経費の1/2以内（交付限度額50万円）

加算
あり

新たに支店・営業所を開設する店舗等が都市機能誘導区域※1、伝建地区区域※2または大型商業施設にあるもの

→ 補助金額に補助対象額の10%（上限10万円）を加算する

※1 都市機能誘導区域・・・高梁市立地適正化計画で定める医療・福祉・教育文化・商業・行政など、都市機能を担う施設を誘導すべき区域をいう。（高梁市街地、成羽市街地）

※2 伝建地区区域・・・歴史的な集落や町並みを保存すること目的とした地区をいう。（吹屋地区）

◆ 申請方法

補助対象事業を開始する前に必ず下記書類をご提出ください。

※新規開業等支援事業と支店・営業所開設支援事業は、実際に事業活動を開始する日（店舗等オープンの日）前から実際に事業活動を開始した日から起算して60日を経過する日までです。

提出書類

- ☐ (1) 事業計画書
- ☐ (2) 収支予算書
- ☐ (3) 見積書等
- ☐ (4) 申請者が法人の場合は、定款、商店街の場合は、規約及び組合員名簿等
- ☐ (5) 図面、現況写真等
- ☐ (6) 新規開業者等においては、新規事業計画書（様式第2号）
- ☐ (7) 経営革新支援事業においては、経営革新計画及び承認書の写し
- ☐ (8) 事業承継支援事業においては、事業承継計画書（様式第3号）
- ☐ (9) 支店・営業所開設支援事業においては、支店等開設計画書（様式第4号）
- ☐ (10) 支店・営業所開設支援事業において、申請者が個人事業者の場合は、個人事業の開業届出書の写し等の市内で5年以上営業していることが確認できる書類
- ☐ (11) 認定支援機関による高梁市地域商業活性化支援事業補助金に係る事業計画の確認書（様式第5号）
- ☐ (12) 市税について未納のないことの証明書
- ☐ (13) その他市長が必要と認める書類

提出先

高梁市産業経済部産業振興課商工労働係 ☎0866-21-0229

◆ 注意事項

次の場合は、補助金の返還を求めることがあります。

- ・補助金確定日から起算して3年以内に許可なく補助対象事業を休止または廃止したとき。
- ・補助金確定日から起算して3年以内に事業所を市外に移転または譲渡したとき。
- ・個人においては、補助金確定日から起算して3年以内にその個人の住所を市外に異動したとき。
- ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ・高梁市補助金等交付規則または高梁市地域商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- ・その他市長が不適当と認めるとき。

◆ お問い合わせ

〒716-8501 高梁市松原通2043番地

高梁市 産業経済部 産業振興課 商工労働係

☎0866-21-0229

高梁市 地域商業活性化 検索

